

第27回北方領土問題対策協会分科会議事録

1. 日 時 : 平成24年8月21日(火) 13:57~15:18
2. 場 所 : 中央合同庁舎第4号館 全省庁共用1214特別会議室
3. 出席委員 : 上野分科会長、渡邊委員、石川委員、大隈委員、沼尾委員
4. 議事次第 : (1) 開 会
(2) 平成23年度業務実績の評価について
(3) 平成20~23年度業務実績仮評価について
(4) 中期目標終了時の見直しの方向性について
(5) 平成23事業年度財務諸表の承認について
(6) 今後のスケジュール
(7) 閉 会

○上野分科会長 まだ2時よりは少し早いのですが、皆様お揃いですので、始めさせていただきます。本日は、非常に暑い中、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数の要件を満たしておりますので、有効に成立していることを確認いたしました。

ただいまから、第27回「北方領土問題対策協会分科会」を開催いたします。

本日の議題について説明させていただきます。最初に、配付しております項目別評価表(案)をもとに、各項目の分科会としての評価を確定していただきます。次に、総合評価表(案)を取りまとめましたので、それについて御審議の上決定していただきます。更に、平成20年から23年度の仮評価表について御審議の上決定していただきたいと思っております。併せて、北対協の中期目標期間終了時の検討ということで、事務局から見直しの方向性について説明がありますので、御意見をお願いいたします。

評価の関係は以上です。

続きまして、財務諸表につきまして、前回、大隈委員に御検討をお願いしておりますので、本日は検討結果を御報告いただき、御審議いただきたいと考えています。

次に、事務局から北対協の不要財産の国庫納付について説明がありますので、御意見をお願いいたします。

最後に、今後の予定について確認して終わりたいと思っております。

なお、本日の分科会は公開ですが、北方領土問題対策協会の実績の評価をいたしますので、評価の当事者である北対協の職員の方には別室にて待機していただき、各委員からの御質問等に対応する際に入室していただくことにしたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○上野分科会長 異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、北対協の方、退席いただき、待機をお願いいたします。

(北対協関係者退席)

○上野分科会長 それでは、議事に入るに当たりまして、事務局に資料について説明をお願いしたいと思います。

○山崎事務官 今日は大変お暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。北方対策本部の山崎でございます。

お手元に資料を2冊組みでお渡ししております。まず、題名、議事を書いてある方を御覧ください。1枚目が議事次第になっております。2枚目が配布資料一覧となっております。次に、座席表がございます。

そこから資料の本体ですけれども、資料1、項目別評価表がございます。それが結構分厚い束になるのですけれども、その次に総合評価表がございます。裏表2枚です。その次に、仮評価表がございます。その後ろ、8月20日付けで農水省の独立行政法人評価委員会の方から内閣府の評価委員会に対する業務実績に係る意見の提出についてという公文のコピーがついております。

その次に、資料4、「中期目標期間終了時の見直しの方向性について」という紙が1枚と、後ろに別紙として資料がついております。

その次の束が財務諸表、資料5になります。

次の資料6が「不要財産の国庫納付について」ということで、1枚目が説明のペーパーで、次の紙が北対協から内閣総理大臣あての公文がついております。

その次が、一番最後、資料7、今後の予定ということですが、足りない資料などありましたら、途中でも結構ですので、お声掛けください。

次に、もう一冊の方の束ですが、1つ目が参考1ということで、今年3月にお決めいただいた評価基準が両面についております。次に、北対協の「業務実績報告書」。これがちょっと分厚いのですけれども、後ろの方からめくっていただいて2ページ目に、参考3、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」ということで、7月のときにちょっとお時間とらせていただいて説明させていただいた、評価に当たっての観点というか、そういった紙になります。参考4が、今回皆様に御審議いただくに当たっての参考条文となっております。こちらも、落丁等ございましたらお声掛けください。

揃っているようでしたら、続きまして、項目別評価表の説明をさせていただきます。説明というほどのこともないのですけれども、項目別評価表ですけれども、委員の先生方にいただきました御意見すべて、北対協の自己評価と同じく、A評価をいただきました。

1点、上野委員長から、前回の委員会的时候にも御指摘のありました北対協の職員の採用について、ロシア語が特技というか、技能として持っている職員を採用してはどうかという御意見をいただいております。

そのほか、特に委員の先生方からコメントはございませんでしたが、もしあるようでしたらこの場でおっしゃっていただければと思います。

○上野分科会長 何か御意見ございますでしょうか。北対協の方に質問等ございますか。

○山崎事務官 特にないようであれば、そのまま総合評価表の説明に入らせていただいて、また、その部分で気づくようなことがあれば戻ってくるという形をとらせていただいてもよろしいでしょうか。

○上野分科会長 では、とりあえず項目別評価表はこれでよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○上野分科会長 それでは、総合評価表について説明をお願いします。

○山崎事務官 それでは、資料2になります。総合評価表の方を御覧ください。こちら、皆様方にいただいた御意見を網羅的に入れさせていただいたつもりでございます。肯定的な御意見が大半だったのですけれども、もっとこういったことが期待されるというような御意見をすべて入れております。一つずつ御紹介していきます。

総合評価表のⅠの1. 一般管理費の削減については、「中期目標期間における削減目標の達成に向けて着実な努力が認められ、また、業務経費の効率化についても、真摯な取組が認められる」という御評価をいただきました。

次の括弧にあります契約の適正化につきまして、これも、チェック体制の強化など契約の適正化に向けた着実な取組をお認めいただきました。そこで、「引き続き一者応札の縮減のため、十分な入札期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図るべく、努力されたい」という今後に向けての御意見がございました。

次の、「内部統計・ガバナンス強化について」というところでございますが、北対協の取組として、「『コンプライアンス規程』を始めとする各種規程を整備し、コンプライアンスの推進を図るなど、内部規制・ガバナンス強化に向けた着実な努力が認められる」と御評価いただきました。

一番下になりますけれども、「会計監査人・理事長、監事との意見交換会を行い、監査結果を踏まえた評価を行っている。引き続き、相互チェック体制による内部統制・ガバナンスの強化に期待したい」ということで、今後の取組への御指摘をいただいております。

次に、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」ということで、Ⅰの2を御覧ください。Ⅰの2の(1)、北対協のメインの仕事でもございます「国民世論の啓発に関する事項」につきましては、「都道府県民会議等が実施する事業に対する支援や啓発施設の改善及び展示資料の充実、県民大会等への講師派遣等、地道な努力が認められる。特に、啓発広告塔や啓発施設の維持管理については、低コストで費用対効果を考慮した取組、来場者の要望を踏まえた維持管理や施設の充実に向けた対応が図られていると認められる」と御評価いただきました。

また、「青少年や教育関係者に対する啓発の実施」についても、「北方少年交流事業、北方領土問題青少年・教育指導者研修会や北方領土ゼミナールについて、前年度のアンケ

一トの指摘や要望を踏まえて、より参加者の視点に立ったプログラム内容に改善した上で計画通り実施されたと認められる」と御評価いただいております。

また、「わかりやすい情報の提供」についても、「啓発パンフレットの作成、新規コンテンツの作成、協会ホームページリニューアルと啓発動画配信ページの新設など、内容の充実や既存コンテンツの迅速な更新等が図られるなど工夫と努力が認められる」と御評価いただきました。

次のページは、啓発の次に北対協の業務となっております「北方四島との交流事業」に関してです。これにつきましても、「相互理解を深めるという四島交流の目的に沿って計画通り実施されており、国民世論の啓発や返還運動の活性化に寄与する役割も果たしていると認められる」と御評価いただきました。「また、ロシア人訪問団に対するアンケートの実施などによる交流事業の更なる発展への努力や、実施方法の見直しを通じて参加者から一部経費の利用負担を求める取組が図られていると認められる」と御評価いただいております。

「専門家交流」についても、「教育専門家、日本語講師の派遣のほか、オリジナルテキストを作成して使用を開始するなど、アンケート調査を実施して、日本語講師のカリキュラムの見直し等を着実に進めていると認められる」と御評価いただきました。

後継船舶の確保についてですが、こちら、23年度の評価でございますので、「適切な努力が行われたと認められる」と御評価いただいております。また、「後継船舶の就航により、今後の交流事業での訪問回数、人員などの量的な拡大とともに、交流事業の質的な見直しを図る機会が到来している。後継船舶の有効かつ効果的・多角的な活用を含む事業全体の新たな展開を期待したい」ということで、今後の取組についての御期待もいただいております。

次に調査研究ですけれども、「北方領土問題に関する調査研究については、適切なテーマを選定し、その調査結果が施され、その成果についてもホームページ等において適切に公表されており、更に、調査報告書についてのアンケートを実施し、その有用性を確認していると認められる」と御評価いただいております。

次の「元島民等の援護」につきましても、「元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援」について、北方地域元居住者研修・交流会、署名活動の支援、北方領土関係資料の収集・保存・整備等に対して適切に実施されたと認められ、研修・交流会への支援の結果、元島民の連携強化を促進していることを分科会として確認していただきました。

また、「自由訪問に対する支援については全て計画通り実施され、報告書の作成、配布を行っている」と認められる」と御評価いただいております。

北対協の最後、融資についての評価ですけれども、こちらは、先ほどもちょっと資料の紹介のところで申し上げましたが、20日付け、昨日付けで農林水産省の評価委員会の方から御意見をいただいておりますので、その部分、赤字でつけ加えさせていただきます。

す。「融資制度の周知については、融資説明・相談会、関係機関実務担当者会議、千島連盟支部長・推進員融資業務研修会等の機会を利用して、また、ホームページへの情報の掲載、パンフレットの配布、ダイレクトメールの発送などの取組を計画通り実施し、説明会・相談会における相談件数が昨年よりも増加するなど効果的であったと認められる」と御評価いただいております。「今後とも、更なる周知徹底を図ることが望まれる」と今後に向けての取組について御示唆をいただいております。

次に、「関係金融機関との連携強化」についても、「計画通り実施され、制度利用の活性化・円滑化に努力していると認められる」と御評価いただきました。

③の「リスク管理債権の適正な管理については、リスク管理債権比率は1.92%であり、計画の3.00%以下を達成しており、適切に行われていると認められる。今後とも、リスク管理には十分な注意を払っていただきたい」ということで、今後の取組についての御示唆もいただいております。

Iの3、予算執行につきましても、「ほぼ収支計画のとおり実施されており、短期借入金、貸付業務勘定で限度額以下の借入があったのみであり、剰余金については該当がなく、特に問題となる事項はない。全体として適正に行われたと認められる」との評価をいただいております。

次の「施設及び設備に関する計画」につきましても、「北方領土啓発施設について、老朽化対策やバリアフリー推進、施設の充実のための改修工事を計画通り実施していると認められる」との御評価をいただいております。

次に、「人事に関する事項」でございます。「各種事業を実施する上での業務量を考慮すると、極めて限られた人数の中で、スタッフ制の導入による効率化など、最大限の努力が認められる。なお、今後、職員の定員増を伴わない限りにおいて、ロシア語に堪能な職員の採用等を考慮されたい」ということで、項目別評価表にもコメントございましたが、ここでも入れていただいております。

IIの1、「保有資産の管理・運用等について」、これも「適切に行われていると認められる」ということで御評価いただいております。

2番、「関連法人について」。北対協の関連法人は社団法人千島歯舞諸島居住者連盟という元島民で構成される団体があるのですが、こちらの団体が実施する「『北方領土関連資料発信事業』に対する支援については適切に行われており、同連盟との関係は適切であると認められる」との御評価をいただいております。

III、「法人の長等の業務運営状況」ということで、「理事長について」。「理事長はリーダーシップを発揮し、限られた職員数の中で積極的かつ的確に協会の業務運営に取り組んでおり、高く評価できる」と御評価いただいております。

2. 「専務理事について」。「専務理事は、貸付業務等の担当業務について理事長を適切に補佐し、事業の円滑な実施に寄与したと認められる」と御評価いただいております。

3の監事につきましても、「契約書等の関係資料のチェックや、会計執行者等への聴取

を通じ入札や契約行為が国の基準に基づく内規に従い適切に実施されているかどうかについて、適正な監事監査を実施していると認められる」と御評価いただいております。

これまでが項目別ですけれども、最後、全体の評価といたしましていただいておりますので、読み上げさせていただきます。

「長期化を余儀なくされている日露間の平和条約締結交渉と、元島民の高齢化・減少が進むという厳しい外部環境の中であって、少ない要員ながら計画に沿った事業の推進及び事後アンケートによりその効果を把握し、翌年度事業に反映するなど総合的に適切に行われている。また、コスト削減を考慮した効率化に向けた努力も図られており、内部統制については、審査機関を設置するなどして強化に取り組んでいる。今後、協会の活動について、広く国民に周知されるよう、一層の努力を期待したい。融資事業について、貸付限度額の引き上げ等、一層の効果的実施のための策を講じ、制度の周知、関連機関との連携強化、リスク管理債権の縮減等にも努めており、全体として順調に業務が進捗していると評価できる。今年度、貸付決定額が計画額に達していないこと等、事業結果の要因分析を行うとともに、相談会で出された要望等を踏まえ、今後の業務の実施に活かされたい」という総合評価をいただいております。

なお、先ほど人事に関する事項の中で、「職員の定員増を伴わない限りにおいて、ロシア語に堪能な職員の採用等を考慮されたい」という御意見がございましたが、こちらは、北対協の方、なかなか定員の方も、国と同じで厳しい状況でございまして、ちょうど今年度で北対協の中期目標の期間終了を迎えます。本部としましても、北対協が今後、四島交流をよりよく行っていくために、ロシア語のできる職員は有用であると考えておりますので、北対協の中期目標を策定するに当たってどのような形で職員の手配ができるかどうか考えてまいりたいと思っておりますので、北対協が来年度どうするということよりは、本部として北対協の組織も含めて考えたいと思っておりますので、この場で報告させていただきます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

総合評価表について、何か御意見ございますでしょうか。

1点、表現上のテクニカルなことですけれども、Iの2の(4)の①の最後のところ、「確認している」となっているのですけれども、ここだけこういう表現になっていて、この文の流れからするとちょっとぎくしゃくしている感じが若干するのですが、全然本質的な問題ではないのですが、若干表現を工夫した方がいいのかなと感じたのです。これまでの書きぶりだと、「適切に実施されていること、それから研修・交流会への支援の結果、元島民の連携強化を促進していることが認められる」とか。「認められ」を2度使うから変えたのかなという感じはするのですが、何か。

○吉住参事官 例えば上の(2)も全部末尾は「認められる」になっていますから、そこは「認められる」だと思います。

○上野分科会長 ちょっと修文をしましょう。これは、私、分科会長と事務方の方とのや

りとりで決めますので、本質的なことではないと思いますが、よろしいですね。

ほかに何か、内容的なことでもありますでしょうか。

一番最後の総合評価の部分、3行ほど、赤字になっているところが新たにつけ加えられているのですが、その部分はそれでよろしいでしょうか。

これは、貸付決定額が計画額に達していないことについて、特段、北対協の方からはこれまでのところは説明なかったわけですね。

○山崎事務官 前回、沼尾先生に御指摘をいただいたとっておきまして、そのときに北対協の方からは、地震があったことが大きな要因として挙げられると。

○上野分科会長 そうですね。

○山崎事務官 この件につきましては、水産庁の委員の先生からも御質問がありましたので、北対協からも、この間の分科会で、先生に返したようなラインで説明しております。

○上野分科会長 そうすると、ここの赤字の部分の書きぶり、つまり、地震のことがあって、一応我々はその説明を聞いて納得はしているので、もう少し和らげるというか、そのようにした方がいいのかもしれないですね。「東日本大震災の影響もあるとはいえ、そのほかの要因について分析を行うとともに」とか何か。

○吉住参事官 あるいは「東日本大震災の影響が考えられるが」というような感じですかね。

○上野分科会長 そうですね。一応そういう説明を受けていますからね。

○吉住参事官 では、そういう文言をここに加えるような形で修正させていただきます。

○上野分科会長 北対協の方で、それ、言ったじゃないかと。そういうこともありますから、一応我々としてもお伺いして、その時点では納得しておりましたので。

○山崎事務官 わかりました。では、上野分科会長にお示しいたしますが、「東日本大震災の影響等が考えられるが、その他の要因についても要因分析を行うとともに、相談会で出された要望等を踏まえ」というような形で修文させていただきます。

○上野分科会長 そのほか何かございますか。

もしなければ、何か所かありました修文については事務局の方と分科会長の私のほうとで決めさせていただきます。ほかはよろしいでしょうか。

それでは次に、これにつきましては、最終案は8月27日の内閣府の本委員会で私の方から報告させていただきます。

それから、本委員会で評価内容を決した際には、独立行政法人通則法の規定第32条第3項に基づき、北方領土問題対策協会及び総務省の政策評価独立行政法人評価委員会へ通知することとされています。

総務省へ通知した際には、同時に、事務局から各委員へもその旨文書で報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

次に、仮評価表の審議に移りたいと思います。事務局の方から御説明をお願いいたします。

○山崎事務官 仮評価表についてなのですからけれども、こちらも、23年度の実績評価と同じく、ほぼ肯定的な御意見でいただいております。ほとんど評価の内容としては同じでございましたので、文言の方を多少すっきりさせるようにちょっと違えてあるというだけでございますので、仮評価表の一番最後についている「主要事務事業や組織の在り方についての意見」というところであったものについて御紹介させていただきます。

「事業の円滑な実施のため、職員の定員増を伴わない限りにおいて、ロシア語に堪能な職員の採用等を考慮されたい。国民世論の啓発については、各種の取組が推進されているが、国民にはなかなか浸透していない側面もあることから、創意工夫を図りつつ、更なる取組を期待したい」という御意見がございました。

先ほどちょっと先走って言ってしまったのですけれども、職員の関係については、先ほども御説明したとおり、本部の方で考えてまいりたいと思っております。

2つ目の国民世論の啓発につきましては、昨年の分科会でも委員の先生方から御指摘があったと認識しておりまして、今は竹島だとか尖閣に相まって北方領土の注目度というのも上がってきてはいるのですけれども、やはり正しい理解というものについてなかなか浸透していないと。そういう御指摘であると認識しております。北対協の、今後、事務・事業の取組について、主務大臣として見直しをしていくのですけれども、実施の部分についても創意工夫を図りつつ、取組のアイデアなり、そういったものを北対協とも本部が協力してやっていけるような体制づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

○上野分科会長 ありがとうございます。

仮評価表につきまして、何か御意見ございますでしょうか。

よろしければ、これで確定ということでもよろしいですか。

どうぞ。

○沼尾委員 評価のところは全く問題ないのですけれども、一番最後の「主要事務事業や組織の在り方についての意見」のところでした、先ほど事務局の方からもお話がありましたけれども、今、領海・領土の問題というのがホット・イシューでいろいろ出てきていますけれども、そういった中で、これから、この北方領土というところも北対協のあり方も含めて注目されてくるところだと思っておりますが、そういったところを踏まえて、先ほどの正しい知識がしっかり伝わっていないというような、事務局の方で御説明くださった文言をここの世論の啓発のところに盛り込んでおく方がいいのかなあとちょっと思ったりはしたところです。あとは、そういう時流に乗らずに、粛々とかこういう文章をつくっていく方がいいのか、今の世の中の流れも受けて、ますますその役割というのが重視されているというような文言を加筆する方がいいのか、その辺り、どのように考えればいいのかなあとちょっと思ったりしながら、具体的にこうすればいいという積極的な提案があるわけではないのですけれども、ちょっと気になったところなので問題提起させていただきました。

○上野分科会長 今の御意見について、何かございますか。

今の御意見との関連というか、その御意見を受けてなのですからけれども、そもそもこの一

番最後の文、国民になかなか浸透していないというのは、何が国民にはなかなか浸透していないかということが書かれていないので、その部分をつけ加えるという形で、今、先生がおっしゃっていた内容を盛り込むようにちょっと修正した方がいいのかなと私は思います。例えばですが、「国民世論の啓発については各種の取組が推進されているが、正しい知識が国民にはなかなか浸透していない側面もあることから」といったような形に。

○吉住参事官 「北方領土問題に関する正しい」。

○上野分科会長 そうですね。そのほか何かございますでしょうか。

それでは、今、最後のところは若干文言つけ足しますので、事務局の方と私の方とですり合わせるということですのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○上野分科会長 それでは、仮評価表はこれで確定ということにしたいと思います。これも、先ほどの総合評価表と同様ですが、本委員会の方で私の方から御報告させていただきます。

それでは、次に独立行政法人通則法の規定第38条第3項に基づいて、財務諸表を主務大臣が承認するに際して、評価委員会に対して意見を求められております。前回の分科会の際に、この分野の専門家であります大隈委員に御検討をお願いしておりました。大隈委員から御説明をいたしたいと思います。

○大隈委員 平成23事業年度の財務諸表について検討しました結果、分科会として了承するに特に問題となる事項はなく、妥当と認められることを確認いたしましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。ほかの委員の方々もよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○上野分科会長 それでは、分科会として財務諸表を了承することにさせていただきます。

○山崎事務官 大変失礼いたしました。私、先ほどの仮評価と一緒に、資料4についております北対協の見直しの方向性というのも併せて見ていただきたかったのが、すっかり飛ばしてしまいました。すみません。緊張の余りということでお許しください。失礼いたしました。

話が戻ってしまって大変恐縮なのですが、先ほど委員の先生方にいただいた御指摘も勿論踏まえつつなのですが、主務大臣として今後見直しの方向性というものを考えていくに当たって、評価委員の先生方と、もう一つ、総務省の政策評価独立行政法人評価委員会の方からも、11月、12月ごろに勧告の方向性というものが提示されてまいります。その総務省の評価委員会が作成するに当たって、本部としても、北対協としても6月辺りからヒアリングを受けている状況ではあるのですが、総務省の方で、今、指摘を受けている事項が2点ございまして、それに対して本部としてどう考えているかというような

ことを、今、先生方に御披露させていただいて、それについて御意見をいただきたいと考えております。

1つが、分科会の方でも話題になりました啓発についてです。政策評価独立行政法人評価委員会、政独委と言いますが、政独委からは、啓発事業について、昨今の北方領土問題を取り巻く情勢を踏まえ、国民の関心を一層喚起するため、民間のノウハウの導入などにより、若年層の中でも関心の薄い層へ働きかける取組を検討し、より効果的な啓発活動を行うべきではないかという御意見が出ております。

本部としましても、やはり御指摘にもございましたが、戦後67年が経過してなお北方領土問題が解決を見ない現状というものがございます。元島民の方々の高齢化というものが急速に進んでおりまして、もう平均年齢80歳を目前にしております。その中で、返還要求運動というもののすそ野を広げていくためには、やはり次代を担う若い世代の北方領土問題の関心と正しい理解というものが不可欠だと考えております。その部分については、新中期目標においても青少年を対象とした事業というものを引き続き重点項目として力を入れて取り組んでまいりたいと思っております。

○上野分科会長 まず1つ目のことですが、政独委から指摘されていることは、2の(1)の上に書いてある3行の部分ということですがけれども、当分科会としてはどうでしょうか。

○石川委員 少し確認なのですが、「若年層の中でも関心の薄い層」というのはどのような層なのでしょう。業務実績報告書を見せていただいておりますと、例えば中学や高校の先生などに啓発活動を促したりですとか、それから中学生や高校生に対して標語を募ったりなどして、一通りの啓発活動を行っておられているという認識をもっております。ここで言うところの「若年層の中でも関心の薄い層」というのはどの辺りの層を指しておられるのか、あるいは識別されているのでしょうか。

○山崎事務官 これは政独委の第5ワーキンググループというところで話し合われていて、私どもの方もヒアリングを受けた際にも言われたのですがけれども、そのときの話から想像するにですけれども、その先生がおっしゃるには、小学生のお子さんがいらっやあって、広島原爆については学校で原爆資料館を見に行こうみたいなツアーのお知らせが全クラスに配布されると。そのように、北方領土問題も、小さいうちから、学校でプリントを配るとかそういったことをやるべきではないか。そうすれば、プリントを持って帰ってきて、親世代にも広まって、いい効果が得られるのではないかというような御指摘がありました。小学生にも広がりを見てという指摘だと考えております。それが妥当かどうかは。

○上野分科会長 何か御意見ございますか。

○渡邊委員 子どもたちに対して北方領土問題を小さいころから教えるということで、これは学校教育の中での問題ということになってくると、指導要綱とか、あるいは文科省との関連というのが出てくると思うのです。北対協は各都道府県の教育委員会、あるいは先生たちとの協力を進めるという作業を進めているわけですがけれども、教育の場面での何かそういう文科省との接点みたいなものというのは今どうなっているのでしょうか。

○山崎事務官 毎年、本部から文科省の初等・中等教育局というところに対しまして、学校に対して北方領土問題に関する研修等を周知してもらうよう依頼文を出しています。今年改定されたかと思うのですけれども、そこには、小・中・高すべて、領土について意識させるという項目が入っておりまして、小・中・高教科書すべてに「北方領土問題」という言葉は、欄外の地図とかそういった部分ではあるのですけれども、一応入ってはおります。

それと、新たな取組といたしまして、23年度は、副教材、北対協が、渡邊先生がおっしゃられた教育者会議というものと連携をとりまして、中学校の先生向けに学習の教材集ともなるような学習指導案、一時間一時間ごとの指導案の例みたいなものをつくってホームページで公開して、誰でも使えるような、文部科学省のチェックも受けながら、外務省のチェックも受けながら、そういったものを協力してつくっております。

○渡邊委員 ありがとうございます。

○上野分科会長 そのほかに何か。

○大隈委員 そうしますと、今みたいに新しい取組とかもされていると思うので、政独委からの指摘でより効果的な啓発活動をとということに対して、そういう新しい何かというのをちょっと盛り込まれた方が、引き続き重点項目として力を入れて取り組んでいくというので、答えにはなっているのですが、もうちょっと新しいことも、より効果的だと思われることをやっているんだよというのをちょっと入れた方がよろしいのかなという気がいたします。

○上野分科会長 ほかに何か御意見ございますか。

先ほど、政独委の委員の方とのやりとりの中で事例として挙げられた広島の問題についても、細部では意見の対立といいますか、いろいろなところがあるのではないかなと思うのですね。例えば原爆を投下したアメリカの責任を強く問うという形の意見もあるだろうし、そもそもポツダム宣言を即座に受け入れていれば原爆の投下はなくて済んだはずだといったような、日本政府の終戦当時の歴史的な経緯にむしろ問題があるとか。ですから、そういういろんな意見がある中で、一致した部分というのがあって、そこを中心にして多分まとめていっているだろうと思うのですね。

おそらく、北方領土問題に関しても、その辺のところ若干微妙なところがあるのかもしれないなと思うのですね。日本の政府の政策として、ロシアの不法占拠ということを非常に強調する形で言っている時期もあるし、それから、「不法」という言葉をとりあえず避けようというような部分もあったりして、かなり微妙な問題なのでしょうけれども、その辺のところ、どこの部分に主眼を置くかというか、北方領土問題に関しても、いろんな解決の手立てというか、それについても多分いろんな意見があるでしょうから、これまでも、四島一括とか段階論とかいろいろ出てきたので、ですから、おそらくそういうさまざまな意見がある中でどこの部分がコアなのかというところももう少し明確になった方がいいのかもしれないですね。どこにこの問題、あるいは北方領土問題、返還運動やる場

合の中心というのをどこに据えていくのかというか、その部分で微妙なあいまいさみたいなものが少しある気がちょっと私はするのですね。

だから、広島の方もいろいろそういう問題があって、長い歴史の中でコアの部分というか、多くの人たちの力を結集できるコアな部分というものを多分残して、その部分を強調してやっていこうということになっていると思うのですけれども、北方領土問題についても書ける部分があるとしたら、そういうコアな部分をつくっていくということについて若干まだ検討すべき余地があるのかもしれないなと思いますね。多分これは非常に微妙な問題なのでちょっと難しいところがあるのかもしれないのですけれども、政府の政策自体も若干ある幅の中で経緯があっているいろいろと、一定の幅の中ですが動いていると思うのですが、更に民間ということになればいろんな意見を持っている人がおられるので、そうすると、青少年とかそういうところで何か啓発活動をやっていく場合に、どこの部分だけをしっかり押さえていかなければいけないかというところを明確にしていけないと、細かい部分では意見が食い違って、それは私は反対だとか、そのやり方はよくないと思うとかいう話に多分なってしまうので、その部分を少し検討する必要があるのかなと私は思うのですね。北方領土問題の方が原爆の広島の問題よりもそういう点でちょっと難しさがあるのかなとは思いますが。

○山崎事務官 ありがとうございます。本部としても検討してまいりたいと思います。

○上野分科会長 (1) のところについて、ほかに何かありますか。

それでは、(2) の方についてお願いします。

○山崎事務官 (2) は融資事業についてです。「融資事業について、今後、融資事業の対象者の減少及び世代交代が進んでいくことを踏まえ、本事業の在り方を再検討するべきではないか。また、再検討の結果、継続する場合であっても、効率的な運営に留意しつつ、ニーズを的確に把握することにより適時に融資メニューを見直すべきではないか」という指摘を受けております。

この指摘につきましては、質問なされた先生も混乱していらっしゃるのかなと思われる部分がありまして、政府としては、旧漁業権者法という法律に基づいて北方地域の元島民とか旧漁業権者の特殊な地位というものに鑑みて、その方々の生活の安定を図るという目的のもと、政府として、こういう事業、融資事業というものをやると。法律上、北対協がそれをやるというふうになっているものでございますので、まだ北方領土問題が未解決な現状で、法律の目的である北方地域旧漁業権者等の事業及び生活の安定を図るため、やはり引き続き融資という形で支援していく必要があると考えております。

事業の見直し、事業内容の見直しということについては、北対協の方で運用の中でできることではございますので、直近の例で言えば、平成23年4月から利用者の要望が強かった一部資金の限度額を引き上げるなど見直しを行いました。今後とも、ニーズというものを踏まえながら、これはもう避けられないものだと思っておりますので、法資格者の高齢化による影響分析やニーズ把握、分析データをもとに本事業制度が法目的に則った効果を

発揮するよう新中期目標を設定することを考えております。

これも議論を深めるとすごく深くなるような議論ではあると思うのですが、先生方の率直な御意見をお聞かせ願えればと思います。

○上野分科会長 ありがとうございます。

これにつきまして、御意見ございますでしょうか。

○沼尾委員 1点質問なのですが、政独委の方の御指摘というのは、むしろ対象者の減少及び世代交代が進んでいくので、この事業の「在り方を再検討」と書いていますが、そもそもこの事業自体の必要があるのかどうかということも含めて、むしろ廃止・縮小に向けた見直しをするべきだと読めるのですが、そういう御指摘だったという理解でよろしいのですか。

というか、何でそのようなことを言うかということ、その下の回答のところで、むしろ「利用者の要望が強かった一部資金の限度額を引き上げるなどの見直しを行った」とありますが、これは、見直しを行ってはいるのであるのですが、政独委の要請と全く反対の形での見直しを行ったという書きぶりになっていて、そのこと自体は、これも、要するにニーズにこたえたら、限度額を引き上げるというようなことの方がむしろ有効なのだという回答をされたら、そのように理解すればいいのか。つまり、これは大丈夫なのかということなのです。

○山崎事務官 実はこの質問が次のページにあるのですが、7月31日の政独委の資料でも挙がっているのですね。その前の6月の段階でこういう御指摘を受けたので、それは廃止・縮小でということでしょうか。政府としてはそのようには考えておりません。ニーズだとかをはかった結果、勿論、その資金についてはむしろ拡大の要望がございますし、終わった制度だとは思っていませんというような回答は差し上げました。

それでもなおちょっと納得していただけないで、率直な話、こういう平場で言う話ではないかもしれないのですが、やはり分科会の先生方にきちんと御理解をいただいて、北対協の事業として法律に則ってちゃんと効果を発揮しているというような評価をいただいて、それを後ろ楯にというか、心に据えて、こちらとしても政独委の方にも御理解いただけるように説明を、言葉を尽くしてまいりたいとは思っております。

○上野分科会長 御参考までに、おそらく私以外4名の委員の方がこのメンバーになる以前だったと思うのですが、これと似たようなことをこの場で若干議論したことがあったのですが、そのときの議論は、融資事業そのものを見直すというよりは、融資事業は必要なだけでも、それを北対協でやること自体が適切かどうかという議論の方向性だったのですね。

それで、いろいろと調べてみると、つまり、民間の金融機関等に委託するとかえって経費がかかるということがあって、むしろ北対協でやった方がいいというような説明がそのとき議論の中でなされて、今日までこれが続いているということが1つなのです。そのときにも議論しているのですが、そもそも北対協の存在理由、根本にかかわる、2つあると

思うのですけれども、そのうちの1つがこの融資の問題で、もう一つが啓発事業というか、そういうことですね。北方四島の交流も含めてです。ですから、北対協そのものの設立の趣旨というか、これ自体もきちっと法令に基づいて行われているわけですが、その中にそもそもこの融資の問題が含まれているので、ですから、これをもし再検討するということになる、かなり大きな問題になるのかなあということだと思っております。

そのときの議論では、今から年数少し前の話ですが、ただ、状況は勿論少しずつ、高齢化が進んでいるという意味で言えば、5年たてば5年、高齢化が進んでいるということにはなるのですが、依然として、数は減っているといえども元島民という方々がおられるという現状はまだ今日まで続いているので、そのときの議論もそうなのですから、元島民がおられる以上、この事業は継続する必要性はあるのだろうと。勿論、その中でコストを削減する、あるいはリスクに関しても大きくならないようにいろいろと手立てをしていくということは当然ですが、事業そのものは、元島民という方たちがおられるという現状、それから、その後、お子さん、それからお孫さんという形で継承しているかと思っております、元島民の方たちがそもそももと島民としてその島に住んでいて、土地なり家屋なり持って、そこで何か仕事をしておられた、あるいは漁民であれば漁業を営んでいたということがあるので、それに対する見返りとして融資事業が存在しているということなので、そのときの議論では、基本的にやっていかなければならないのではないかと。あとは、やり方としてより効率的な方法はどうかということについては検討する必要があるだろうということだったと思っております。ただ、その結果、今落ちつくべきところに落ちついているというような話の流れだったと記憶しております。

ですから、ここの四角の枠の中で書かれている北方対策本部の回答のところは、基本的にはその議論の延長上で書かれていることなので、私はこれでよろしいのかなと思っておりますけれども、一番上の段落のところですね。「北方領土問題が未解決である以上、法律の目的である旧漁業権者等の事業及び生活の安定を図るため、引き続き融資という形で対応する必要がある」というところですね。そこをきちっと押さえて、これがもう必要ないという話になると、そもそも北対協の存在そのものが必要である必要でないという話に多分なってくると思っております。あとは、2段落目以降は、今いただいた御意見を踏まえてもう少し書き込むことがいいのかなとは思っておりますけれどもね。

御参考までということで、過去にこういうことをちょっとお話したことがありましたので申し上げます。

○沼尾委員 この段落の2段落目のところで、「利用者の要望が強かった一部資金の限度額を引き上げる」という書きぶりになっているのですけれども、その利用者の要望が強かったというところで、要望があれば引き上げるというのは、「では要望すれば上げるのかい？」という話になってしまいます。むしろこちらの実績報告書の方を見ると、融資事業の一層の効果的な実施を図るために見直しを行ったという書きぶりになっているので、確かに利用者のニーズがあるというところで、それは活用しやすい仕組みに変えたというこ

とだと思えるのですけれども、これは「要望にこたえた」という書きぶりがいいのか、その「融資事業の効果的な実施のために」という表現がいいのか、ちょっとそこは工夫された方がいいのかなと思いました。

○山崎事務官 その部分はもう少し考えさせていただいて、工夫させていただきます。

○上野分科会長 その点について、たしか北対協の説明としては、貸付限度額が低く抑えられているために使いにくいということで説明を受けたと思うのですね。ですから、ちょっとそういう部分をつけ加えましょう。それから、「要望」というのを「ニーズ」という言葉に置きかえた方がいいかもしれないとか、そういうことはあるかもしれませんが。

○山崎事務官 いろいろとありがとうございました。この部分につきましては、先ほどの職員採用の話だとか、本部内でも検討した話を含めまして、27日の親委員会でも、ちょっと別の様式にはなるのですけれども、27日の時点のものということで本部から親委員会の委員の先生方皆様に御披露させていただきます。その際も、もし何かありましたら御指摘いただきますようお願いいたします。

私からは以上でございます。本当にありがとうございました。

○上野分科会長 ありがとうございました。

それでは、北対協の方々に入っていた上で、不要財産の国庫納付につきまして事務局の方からお願いいたします。

(北対協関係者入室)

○吉住参事官 では、不要財産の国庫納付につきまして、資料6でございますが、これに沿って御説明させていただきたいと思えます。

北対協は、先般、会計検査院から自主検査を受けたところでございます。その際、平成22年に改正されました、下の方に参考条文がございますが、独法通則法第四十六条の二、それから平成22年に閣議決定されました「独立行政法人の事務・業務の見直しの基本方針」、その中にある、不要財産を速やかに国庫納付すると。こういった趣旨にかんがみまして、北対協が保有する資産の一部を不要資産として国庫納付するよう指摘を受けたところでございます。

指摘を受けました財産の内容は、独法移行時に特殊法人から引き継ぎました政府出資金、これは2億7,590万7,851円、このうち現金出資されました1,969万8,330円、それから職員借り上げ住宅の敷金の返戻金の14万円、これの合計で1,983万8,330円ということになっております。

この指摘を受けまして、北対協から独法通則法第四十六条に基づきます不要財産の国庫納付につきまして、次のページでございますが、認可申請が参っておるところでございます。北方対策本部、それから北対協では、この政府出資金につきまして法人としての業務を確実に実施するために必要な資本金、その他の財産的基礎と考えておりましたが、独法通則法の改正、それから「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の趣旨に鑑みまして、それからまた、北対協の業務運営は、現在、運営費交付金により賄われておりま

して、将来にわたりまして業務を確実に実施する上で必要ないものであるという会計検査院の指摘を重く受けとめまして、国庫納付を認可する方向で考えているところでございます。

つきましては、独法通則法第四十六条の二、第五項に基づきまして、27日の評価委員会の意見聴取を行う必要があるということをごさいますして、本日事前に分科委員の皆様へ御審議をお願いするものでございます。質問等がございましたら、北対協の方から回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

○上野分科会長 ありがとうございます。

この件につきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

沼尾先生、どうぞ。

○沼尾委員 大変基本的なことで恐縮なのですが、これは不要財産なのですか。というか、よくわかってないのですが、すみません。

○鶴田専門官 お答えいたします。

私どもといたしましては、今、2種類御説明させていただいたところでございます。1,900万ちょっと、それから14万につきましては、当初、敷金として政府出資金の中に入っていたもの、これが返戻されたということで、キャッシュに変わったということでございます。これにつきましては、国庫不要財産という形での国庫納付は必要になることだと思っております。

ただ、政府出資金という形で特殊法人から独立行政法人移行時に出資されたもの、これについて不要財産と言われることに対しては、正直申し上げますと、疑問もあるところでございます。

ただ、平成22年に通則法が改正されまして、不要財産、社会経済情勢を鑑みて、不要であるキャッシュとかそういう財産につきましては、処分した上で国庫納付せよというのが通則法の改正の趣旨でございました。また、同年に事務・事業の見直しの基本方針ということで、先ほど参事官の方から御説明ありましたけれども、その中でも不要財産というものについて法人できちっと判断した上で、社会経済情勢を鑑みながら国庫納付せよということでございます。

通則法の改正、それから、再三申し上げます事務・事業の見直しを鑑みたとき、それから会計検査院の指摘も含めて受けとめまして、今般、国庫納付をさせていただきたいと考えているところでございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。ほかに何か御質問ございますでしょうか。

それでは、この件につきまして国庫納付するというところで了承したいと思っております。27日の親委員会で正式にこの問題については諮られることとなります。

それでは、最後、事務局の方から今後の日程につきまして御説明をお願いします。

○吉住参事官 本日は長時間にわたりまして、しかも大変暑い中、ありがとうございます。本日御議論を踏まえると、幾つか修正もございましたが、評価表につきましては、上

野分科会長からもお話がございましたが、8月27日の内閣府の独立行政法人評価委員会において、上野分科会長より御報告をいただくことになっております。

それから、新中期目標に関するものとしましては、本日見直しの方向性ということで御審議をいただきましたけれども、総務省の方からも、北方対策部の方に見直し当初案作成依頼が到達しております。本日の御議論を踏まえながら、北対協の事務・事業について見直し案を作成し、新中期目標の方に反映させていきたいと考えております。

更に、本日御審議をいただきました不要財産の国庫納付につきましては、27日の親委員会におきまして、北方対策本部から委員の先生にお諮りする予定でございます。御了解いただけましたら、9月中にも国庫納付の手続を完了させたいと考えております。

また、毎年のことでございますが、北方領土問題対策協会の貸付利率につきまして半年ごとに見直しを行ってございまして、今回は10月1日に利率変更の予定がございます。利率変更には業務方法書を一部変更することが必要でございまして、独法通則法の第28条第3項の規定によりまして、あらかじめ評価委員会の意見をお伺いするという事になっております。

資料7に今後の予定ということでつけておりますが、変更後の利率を決定する9月中の評価委員会の開催は予定されておられませんので、貸付利率の変更につきまして詳細がわかり次第、北方対策本部より文書をもってお知らせして御意見をお伺いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次回の分科会につきましては、新中期目標及び新中期計画、それから平成24年度の業務実績に関する評価基準や評価項目について御検討いただく予定でございます。今のところ、来年の2月、それから3月の2回の開催を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○上野分科会長 ありがとうございます。

以上について、何か御質問、御意見等ございませんか。

大丈夫ですか。

それでは、本日予定された議題はすべて終了いたしましたので、分科会につきましてはこれで閉会とさせていただきます。本日は、お忙しい中、お暑い中、長時間御審議いただきまして、ありがとうございました。